

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成31年1月9日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 石巻市本庁舎及び石巻市防災センター清掃業務
- (2) 業務場所 石巻市本庁舎：石巻市穀町14番1号
石巻市防災センター：石巻市穀町12番1号
- (3) 業務期間 平成31年3月1日から平成34年2月28日まで
(※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務内容 石巻市本庁舎及び石巻市防災センターに係る清掃業務（詳細は別紙石巻市本庁舎清掃業務・石巻市防災センター清掃業務仕様書のとおり）
- (5) 入札方法 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供（清掃・管理業務）」に登録され、かつ、登録住所が石巻市内の者で、入札日（開札の日をいう。以下同じ。）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
- ① 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有する者
 - ② 業務履行に当たり、業務を監督する清掃業務監督者を配置できること。
 - ③ その他仕様書で定める要件に該当する者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
- ① 入札参加資格審査書類に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - ② 令第167条の4の規定に該当する者
 - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示

第180号) 第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 申請書類、添付書類等に虚偽の記載をした者
- ⑦ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑧ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
仕様書等の閲覧	平成31年1月 9日(水)から 平成31年1月28日(月)まで	閲覧室(本庁舎4階)及び石巻市ホームページ入札関連情報内「入札公告」
仕様書等に対する質問の受付	平成31年1月 9日(水)から 平成31年1月18日(金)まで	総務部管財課 ※別紙質疑応答書により質問を受け付ける(持参又はファクシミリにより提出)。
回答書の閲覧	平成31年1月22日(火)から 平成31年1月28日(月)まで	閲覧室(本庁舎4階)
入札参加申請書類提出期限	平成31年1月16日(水) 午後5時まで	総務部管財課 (申請書類の提出は持参によること。)
入札参加資格審査結果通知日	平成31年1月21日(月)	(ファクシミリにより通知)
入 札 日 (開札日)	平成31年1月30日(水) 午後2時	石巻市穀町14番1号 石巻市本庁舎4階 401会議室

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は、入札参加申請書類及び質疑応答書並びに仕様書等の閲覧を行うことはできない。
- 2 仕様書等の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は閲覧図書等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請書類の提出

入札参加申請者は、前記3に示す入札参加申請書類提出期限・場所等を厳守し、次に掲げる申請書類を各1部持参により提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本公告の申請に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
- (2) 日常業務清掃計画書及び定期清掃に関する年間実施計画書（任意様式）
- (3) 会社概要（会社の業務内容等を説明したパンフレット等の資料）

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、制限付き一般競争入札資格審査結果通知書（別記様式第2号）により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリにより行う。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び申請書類、添付書類等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

8 入札の回数

- (1) 初度の入札において落札者がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 再度の入札により落札者が決定しない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

9 落札者の決定

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

なお、再度の入札を行うことがあるので、開札には原則として、本人又は代理人が立ち会うものとする。

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 見積もった契約期間分の総額を入札書に記載すること。

10 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

11 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別紙石巻市本庁舎清掃業務仕様書を遵守すること。
- (2) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額を損害賠償金として支払

わなければならない。

- (3) 本市に生じた実際の損害額が、上記(2)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。また、落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 受託者が受託業務契約を終了する場合（契約書の規定に基づき業務契約中に契約が解除された場合も含む。）は、新たに業務を受託する者に円滑に業務の引継ぎを行うこと。
- (5) 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ委託者に書面による申請を行い、承諾を得なければならない。
- (6) 翌年度以降の本市の歳出予算において、この契約の契約金額が減額又は削除があった場合は、この契約を解除することがある。また、本市は、当該契約の減額又は削除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課管理グループに照会のこと。

（電話 0225-95-1111（内線 4086・4087）、FAX 0225-22-4995）